

2012年6月1日法務省裁判員制度に関する検討会

3年経過後の検証と検討課題

弁護士 前 田 裕 司

全体的評価

市民の協力が得られ、裁判員による真剣かつ熱心な審理が展開されている。裁判員経験者もよい体験であったと評価している。

法廷が公判中心の裁判に変わり、「見て、聞いて、分かる」裁判となった。無罪の推定という刑事裁判の原則に従った判断が示されていると評価できる。

証拠の開示、供述調書依存からの脱却、証拠の厳選がなされている。取調べの録画など捜査の改革も少しずつ進んでいる。

裁判員制度を日本社会に定着させる意義は十分に存在することが確認された。この制度をより定着させるため、裁判員裁判対象事件の拡大、市民の参加しやすい環境の整備が必要である。併せて、よりよい刑事裁判実現に向けた刑事手続の改革が必要である。

日弁連の具体的な提言内容

1 対象事件の拡大

公訴事実等に争いのある事件で、かつ被告人が求めた場合に裁判員対象事件とする。有罪か無罪かが争われる事件こそ、国民の関心が高く、社会的影響も大きい。事実認定の領域は、市民の常識が反映されるにふさわしい場面である。

2 証拠開示制度の拡充

改革の骨子は、証拠標目一覧表（リスト）の開示、リストに基づく弁護人の請求に対する検察官の原則開示の制度である。

開示されるべきリストは、「証拠の特定性を示す標題又は呼称」を一覧化したものである。捜査機関の負担が過度に過重になるとは考えられない。むしろ、効果的な証拠管理方法である。

3 守秘義務規定の改正

1つ目は、評議における自由な意見表明を妨げないとの守秘義務の趣旨に反しない限度で、罰則の対象となる行為の範囲を限定する。守秘義務の対象とされた「評議の秘密」のうち、「裁判官又は裁判員の意見」、「多少の数」、「評議の経過」及び「事実の認定又は量刑の当否」を漏らす行為を一律に刑罰の対象としている規定を見直すべきである。このうち、「多少の数」、「評議の経過」を外し、「裁判官又は裁判員の意見」を漏らす行為については、当該意見を述べた者の特定に結びつくおそれが乏しい形で漏らした場合、また、「事実の認定又は量刑の当否」を述べる行為は、裁判員の任務終了後10年を経過した後であれば刑罰の対象外とする。

2つ目は、裁判員制度の運用に関する調査研究のために守秘義務の適用除外規定を設けることである。

4 そのほかの改正提案

公訴事実等が争われる事件での公判手続の二分

裁判員に対する裁判所の説明義務の改正

死刑の評決要件と有罪の評決要件の改正

裁判員の心理的負担を軽減する措置

少年逆送事件における審理への配慮

おわりに

裁判員制度の導入とその後の実施状況を評価し、裁判員制度が日本社会に定着することを期待する。その観点から、裁判員制度が、十全に機能するよう、必要な制度改革は時機を失することなく行うべきである。

以 上

裁判員法施行3年後の検証を踏まえた裁判員裁判に関する改革提案について

2012年（平成24年）3月15日

日本弁護士連合会

- 1 当連合会は、2012年3月15日の理事会で、「裁判員の参加する公判手続等に関する意見書」及び「裁判員の負担軽減化に関する意見書」を取りまとめました。

裁判員法の附則第9条は、「この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする」と定めています。このことを踏まえて、当連合会は、これまでの裁判員制度の運用状況を検討し、裁判員制度下における被告人の防御権保障をより万全なものにする見地等からの法改正及び裁判員の負担を軽減化することにより市民参加をより積極的なものとするための法改正等をそれぞれ提言するものです。

- 2 また、同日の理事会で、「死刑の量刑判断における評決要件に関する意見書」も取りまとめました。

これは、裁判員制度の実施を契機として、被告人の生命を剥奪する究極の刑罰である死刑を言い渡すための評決要件を見直し、死刑の量刑判断には合議体の全員一致を要することとすべき旨を提言するものです。

- 3 また、同年1月19日の理事会では、「少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書」も取りまとめました。

これは、少年逆送事件を裁判員裁判で審理するに当たり、少年法の理念に沿った運用をすべきことを法律上明記する必要がある旨を提言するものです。

- 4 なお、当連合会は、裁判員法の守秘義務規定について、既に2011年6月16日付け「裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言」を公表し、守秘義務違反の罰則規定の限定及び裁判員制度の運用に関する調査研究のための守秘義務適用除外規定の新設を提言しています。

また、裁判員法附則第9条による検討に関して、2008年11月19日付け「裁判員制度を検討するための検証機関設置を求める提言」を公表し、有識者等及び法曹三者によって構成される検証機関の設置を提言しています。

2012年5月21日をもって裁判員法施行から3年が経過するのに先立って、

当連合会は改めて、これら提言の実現に努めていく所存です。

5 以上の各意見書を通じた当連合会の提言内容は、以下のとおりです。

【裁判員の参加する公判手続等に関する意見書】(1/58 頁～)

公訴事実等に争いのある事件についての裁判員裁判対象事件の拡大

公判前整理手続における証拠開示規定の改正

被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認める法律改正

公訴事実等に争いのある事件における公判手続を二分する規定の新設

裁判員及び補充裁判員（以下「裁判員等」という。）に対する説明に関する規定の改正

裁判員裁判における評決要件の改正

【裁判員の負担軽減化に関する意見書】(31/58 頁～)

裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設（法律改正）

裁判員等の心理的負担軽減に資する事項の説明に関する規定の新設（規則改正）

【死刑の量刑判断における評決要件に関する意見書】(35/58 頁～)

死刑の量刑判断について全員一致制の導入

【少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書】(38/58 頁～)

少年法の理念（成長発達権保障，プライバシー権保障）に則った規定の新設
科学主義の理念の明記

少年法の理念，少年法固有の規定の説示を行う旨の規定の新設

【裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言】(49/58 頁～)

裁判員等の職にあった者の罰則規定の改正（罰則の対象となる行為の限定）

裁判員制度の運用に関する調査研究のための守秘義務適用除外規定の新設

【裁判員制度を検討するための検証機関設置を求める提言】(57/58 頁～)

裁判員制度の施行状況を検討し，法制度上あるいは運用上必要と認める措置を提案する新しい検証機関の設置

その新しい検証機関は有識者等と法曹三者で構成された機関とすること

以上

裁判員の参加する公判手続等に関する意見書

2012年（平成24年）3月15日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）及び平成16年法律第62号による改正刑事訴訟法の施行状況を踏まえて、裁判員制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、別紙1ないし6記載の法律改正案のとおり、以下の項目について裁判員法及び刑事訴訟法を改正すべきである。

- 1 公訴事実等に争いのある事件についての裁判員裁判対象事件の拡大
- 2 公判前整理手続における証拠開示規定の改正
- 3 被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認める法律改正
- 4 公訴事実等に争いのある事件における公判手続を二分する規定の新設
- 5 裁判員及び補充裁判員（以下「裁判員等」という。）に対する説明に関する規定の改正
- 6 裁判員裁判における評決要件の改正

意見の理由

1 はじめに

2009年5月21日に裁判員法が施行されて2年半が経過した。また、同法施行に先立って2005年11月1日に公判前整理手続の創設等を定めた刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）が施行されて6年が経過した。この間、裁判員制度及び公判前整理手続は全般的に概ね円滑に実施されてきたと思われるが、他方でこれまでの運用を通じて改善されるべき点等も明らかになっている。

そこで、当連合会は、本意見書を通じて以下のとおり法律改正を提言する。

なお、以下の提言には公判前整理手続に関する刑事訴訟法の改正案が含まれている。同手続は、国民参加制度の導入に伴って一層顕著なものとなる「刑事裁判の充実・迅速化」の要請に応えるため、司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」での議論を踏まえて裁判員制度とともに立法化がなされたものであり、裁判員法施行後には全裁判員制度対象事件に適用されているから、裁判員制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするための検討

の一環として、公判前整理手続に関する刑事訴訟法の改正をも提言するものである。

2 公訴事実等に争いのある事件についての裁判員裁判対象事件の拡大

- (1) 裁判員法制定に先立って、司法制度改革審議会意見書は、裁判員裁判対象事件について以下のとおり指摘した。

「新たな参加制度の円滑な導入のためには、刑事訴訟事件の一部の事件から始めることが適当である。その範囲については、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい『法定刑の重い重大犯罪』とすべきである。」(同意見書106頁)

これを受けて、裁判員法は、同法第2条第1項に掲げる事件を裁判員裁判対象事件として規定した。

- (2) 上記した司法制度改革審議会意見書の記述から明らかなように、裁判員裁判対象事件が法定刑を基準とする重大事件に限定されたのは、「新たな参加制度の円滑な導入のため」であり、制度の円滑な導入が進むのに伴い拡大されることが想定されていた。

そして、法定刑を基準として定められる現在の裁判員裁判対象事件の外にも、例えば犯人性が争われるいわゆる痴漢事件や、過失の有無が争われる交通事犯等、公訴事実及び犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実(以下「公訴事実等」という。)に争いのある事件における有罪・無罪等の判断は、国民の関心が高く、かつ社会的に影響が大きいし、被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いないと考えられるかを市民の常識に従って判断する意義が大きいといえる。

- (3) もっとも、公訴事実等に争いがある事件であっても、例えば起訴状に記載されている実行行為の一部に関する行為態様のみが争われる場合等、国民の関心がそれほど高くなく、社会的に影響が大きい事件もあり得る。

そのような事件も含めて一律に裁判員裁判対象事件に含めるのでは、裁判員裁判事件として審理されることによって第一審判決までの期間が長期化すること(裁判員法第27条第4項による猶予期間の規定参照)を避けるために、被告人側が公訴事実等を争う主張を躊躇する弊害が生じる可能性もあり得る。

そこで、別紙1記載のとおり裁判員法に第2条の2を新設し、公判前整理手続における争点及び証拠の整理において公訴事実等に争いがあると認められ、かつ被告人又は弁護人から請求があった事件について、裁判員裁判対象事件とする法律改正を行うべきである。

- (4) なお、司法制度改革審議会意見書は、「新たな参加制度は、個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有す

るが故に導入するものである」ことを理由に、被告人に「裁判官のみによる裁判を選択すること」を認めるべきではないと指摘した。

しかし、別紙 1 記載の法律改正案は、裁判員裁判対象事件を拡大する方向で被告人側に選択を認めるものであって、裁判員制度導入の意義を損なうものではないから、被告人側に選択権を認めることに弊害はない。

3 公判前整理手続における証拠開示規定の改正

(1) 改正案の概要

現行刑事訴訟法は、公判前整理手続及び期日間整理手続における証拠開示について、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な類型証拠の開示及び被告人側が予定主張を明示した後における予定主張に関連した証拠の開示との段階的な開示規定を設けている。

被告人側の証拠開示請求権が明文をもって定められ、第 1 回公判に先立って検察官請求証拠以外の証拠が開示されるようになったことには意義がある。

しかし、捜査機関が強制力を駆使して公費により作成又は入手した証拠については、本来、被告人側に対する全面的開示が認められるべきである。また、公判前整理手続の運用を通じて、現行法の証拠開示規定のみでは防御権保障の見地から不十分であることが明らかになっている。

そこで、公判前整理手続及び期日間整理手続における証拠開示を拡充するため、別紙 2 記載のとおり、以下の刑事訴訟法改正がなされるべきである。

検察官は、検察官請求証拠を開示した後に、被告人側に対して、捜査機関が作成又は入手した証拠の標目を記載した一覧表を送付する（別紙 2・第 316 条の 14 の 2 新設）。

検察官は、上記により証拠標目一覧表を送付した後に、被告人側から検察官請求証拠以外の証拠の開示請求を受けたときは、開示請求に係る証拠の全てを速やかに開示する（別紙 2・第 316 条の 15 改正）。

検察官は、被告人側が上記により開示を請求した証拠について、不開示とし、又は開示の時期若しくは方法を制限し、若しくは開示に条件を附すべきと考えるときは、裁判所に裁定を申し立てるものとし、裁判所が決定により判断を示す（別紙 2・第 316 条の 25 の 2 新設）。

検察官から上記により申立てがあったときは、裁判所は、以下の事項を考慮して、開示の必要性を著しく上回る弊害があり、必要と認めるときは、証拠開示の対象から除外して検察官の開示義務を免除する決定をすることができる（別紙 2・第 316 条の 25 の 2 新設）。

- ア 被告人の防御準備のために当該開示をすることの必要性の程度
- イ 証拠の開示によって生じるおそれのある弊害の内容・程度
- ウ その他の事情

なお、本来的には、公判前整理手続に付された事件に限らず全ての刑事事件において、捜査機関が作成又は入手した全証拠が開示されるべきである。日弁連はこれまで、捜査機関の収集した証拠リストの交付を含む全面的証拠開示制度が早急に整備されるべきである旨の意見を繰り返し表明してきたところであり(第62回定期総会「取調べの可視化を実現し刑事司法の抜本的改革を求める決議」等)、今後、公判前整理手続に付された事件に限定されない全面的証拠開示制度法案を策定して提案する予定である。

そのような全ての刑事事件を対象とする全面的証拠開示制度の実現に向けてさらに検討が進められなければならないが、少なくとも、公判前整理手続における証拠開示制度について、これまでの運用を踏まえた上記の改正が、先行して早急になされるべきである。

(2) 証拠標目一覧表の交付が制度化されるべき理由

考えられる制度の概要

被告人側が検察官に証拠開示を請求するにあたって、どのような証拠が作成又は入手されたかを把握することができるようになるため、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠の標目を記載した一覧表が被告人側に交付されるべきである。

ここでいう「標目」とは、現行刑事訴訟法第316条の2第2項(裁判所による証拠標目一覧表の提示命令に関する規定)におけるのと同様、同法第335条第1項(有罪判決における判示事項)の「標目」と同義であって、証拠の特定性を示す標題又は呼称をいう(辻裕教「刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成16年法律第62号)」について(2)「法曹時報第57巻第8号103頁参照)。

現行法は、裁判所が、証拠開示に関する裁定をするにあたって必要と認めるときに証拠の標目を記載した一覧表の提示を命じることができるとしているが、反対当事者である被告人側にこそ、どのような証拠が作成又は入手されたかのチェックの機会が与えられるべきである。そのような反対当事者によるチェックを制度化することで、証拠の存否をめぐる紛糾、手続の遅延や、検察官による不当な「証拠隠し」を一定程度防止することができる。

証拠標目一覧表が交付されることの意義

このような証拠標目一覧表の交付について、司法制度改革推進本部の裁判員

制度・刑事検討会では、（ ）「標目だけのような形式的な一覧表では意味がない」との指摘や、（ ）「手持ちの全証拠について一覧表を作成させること、特に証拠の内容ないしはその要旨まで記載した一覧表を作成させることは、捜査機関の負担を過重なものとし、現実的に見て妥当ではないし、一覧表の記載の正確性などをめぐって無用の紛議を生じさせるおそれもある」との指摘があり、立法化に至らなかった（同会議第29回配布資料「『考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について』の説明」）。

しかし、まず上記（ ）の指摘については、本意見は、前述したように「証拠の特定性を示す標題又は呼称」を一覧表化したものの交付を制度化すべきとするものであり、「証拠の内容ないしはその要旨」まで記載すべきとするものではない。そのような一覧表であれば、作成を義務付けることが負担を「過重」なものにするとは考えられないし、「記載の正確性」をめぐって紛議が生じることを懸念する必要もない。

次に、上記（ ）の指摘については、前述したように現行刑事訴訟法も第316条の27第2項において裁判所が証拠開示に関する裁定をする際の証拠標目一覧表の提示命令を制度化しているのであるから、証拠の存否を把握するために一覧表が有用であることは否定し難いはずである。

さらに、これまでの公判前整理手続の運用状況を踏まえると、以下に述べるとおり、証拠標目一覧表の交付を制度化すべき必要性がより明らかである。

証拠の存否をめぐる疑義を解消するための必要性

公判前整理手続において、検察官が当初は「存在しない」と回答していた証拠が実は存在することが後に明らかになったケースがある。

例えば、弁護人が、公判前整理手続中に被告人の知人の個人情報に関する証拠の開示を請求したところ、検察官は「存在しない」と回答したが、検察官が公判において当該知人の個人情報に言及する被告人質問を行ったため、弁護人が再度の開示請求を行ったところ、該当する証拠の存在が明らかになった事例がある（岡山地方裁判所平成21年（わ）第407号窃盗被告事件）。

また、公判前整理手続において当初は「存在しない」と回答されていた証拠の存在が後に明らかになり、期日間整理手続に付された事例もある（東京地方裁判所平成18年刑（わ）第1901号等電磁的公正証書原本不実記録、同供用等被告事件）。

その他にも、当初は「存在しない」とされていた証拠の存在が後に判明した事例が少なからず報告されている。

それらの事例において検察官が意図的に虚偽の回答をしたのかどうかは不明

であるが、いずれにせよ、捜査機関が作成又は入手した証拠の一覧表が作成され、かつそれが被告人側にも交付されるようになれば、上記したような証拠の存否をめぐる混乱回避に資する。

不当な「証拠開示逃れ」を防止する見地からの必要性

また、いわゆる厚生労働省元局長無罪事件において、主任検察官は、他の証拠と整合しない情報が記録されているフロッピーディスクについて、弁護人に開示すると関係証拠との不整合を主張されて公判が紛糾することになるため、手持ち証拠から排除するために関係者の家族に還付したとされている（最高検察庁「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について（公表版）」95～96頁参照）。

このように自らの筋書きに沿わない証拠を開示対象から除外しようとした主任検察官の行為は極めて問題であるが、このような方法による証拠開示の回避も、相手方当事者である被告人側には捜査機関がどのような証拠を入手したかを把握されないと考えられたからこそ行われたものであったと考えられる。

不当な「証拠開示逃れ」を防止する見地からも、証拠標目一覧表の交付が制度化されるべきである。

(3) 被告人側が開示を請求した全証拠の原則開示が制度化されるべき理由

原則として全ての証拠が開示されるべき必要性

捜査機関が公費によって収集した証拠の開示を受けることは、被告人が有する基本的な権利である。国際人権（自由権）規約委員会も、1998年11月5日、第4回日本政府報告書に対して、「委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」との見解を述べている。

現行法上、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件においては、刑事訴訟法第316条の15第1項に定められた類型の証拠が開示され、予定主張明示後に明示した主張に関連する証拠の開示が認められるものとされている。

しかし、被告人側にはなお、全ての証拠にアクセスする機会が保障されていない。

平成23年5月24日に再審無罪判決が言い渡されたいわゆる「布川事件」では、無罪方向の証拠の多くが第二次再審請求後になってようやく弁護人に開示された。冤罪を防止するためには広範な証拠開示が必要不可欠であることが明らかである。

また、被告人側に対する開示対象にならないと考えられた証拠について検察官が不正な改変を行ったケースも判明している。報道によると、大阪地方検察庁堺支部において現住建造物等放火事件（後に公訴取消し）の公判を担当していた検事は、捜査報告書における被告人のアリバイ供述に関する記載が「公判で余分な争点になる」と判断して、司法警察職員にその記載の削除を指示したとされている。このような証拠の改変も、改変する前の（すなわち検事が余分であると考えた記載のある）捜査報告書は証拠開示の対象にならないと考えられたからこそ行われたものである。捜査機関が作成又は入手した全ての証拠について、相手方当事者である被告人側にアクセスの機会が保障されていれば、このような不正行為は、公用文書毀棄罪に該当する行為が行われたい限り起こり得ない。

被告人側の防御権保障を十全なものとし、また証拠の改変等の不正行為を防止するためには、被告人側が請求した証拠を原則として全て開示する制度が採用されるべきである。

原則全面証拠開示について考えられる指摘

これに対しては、以下のような指摘が考えられる。

）証拠の中には、開示に適さない個別具体的な弊害を伴うものがあり得るから、全ての証拠を無限定に開示対象とするのは不相当である。

）全ての証拠を無限定に開示対象とすると、被告人側の予定する主張と無関係な証拠が開示されることによって防御準備活動が長期化し、また、争点を拡散させるおそれがあるから、不相当である。

）全ての証拠を無限定に開示対象とすると、虚偽主張又は反証捏造等の不正行為が行われる蓋然性が高まるから、不相当である。

指摘)(個別具体的な弊害の防止)の検討

捜査機関が作成又は入手する証拠の中には、事件と関係ない秘密、名誉又はプライバシーに関わる情報が記載されているものもある。現に進行している他事件の捜査に関する情報が記載されていることもあり得る。

しかし、被告人側が開示を受けることによって当該証拠の内容が公になるわけではなく、被告人側は刑事訴訟法上の目的外使用禁止規定（同法281条の4・同281条の5）の規律を受けてもいるのであるから、安易に開示による弊害を認定して証拠開示を制限する運用がなされてはならない。日弁連は、今後、公判前整理手続に付された事件に限定されない全面的証拠開示制度の策定にあたっては、不開示の根拠になり得る事由を限定する必要性についても検討する。

さらに、開示に伴う個別具体的な弊害を防止すべき場合があるからといって、被告人側に開示される証拠を現行刑事訴訟法の定める開示要件を充足するものに予め限定する理由にはならない。例えば、現行法上、捜査報告書は刑事訴訟法第316条の15第1項各号の類型として明記されていないが、捜査報告書全般に開示に伴う個別具体的な弊害があるとはいえない。

そこで、個別具体的な弊害を防止する必要があると考えるのであれば、全ての証拠を原則として開示対象と定めた上で、検察官が、ある証拠について開示による弊害があると考えた場合に、当該証拠に関して裁判所に裁定を申し立て、裁判所が個別具体的な弊害の認められる証拠について例外的に、開示義務を免除し、又は開示方法等を制限する制度を採用すれば目的を達し得る（別紙2・法律改正案第316条の25の2）。

すなわち、現行法上は、

ア 刑事訴訟法第316条の15第1項各号の類型に該当し、かつ特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要である証拠

イ 被告人側が明示した主張に関連する証拠

ウ 上記ア・イのいずれにも該当しない証拠

のうちア・イについてだけ、さらに開示による弊害及び程度をも考慮して相当と認められる場合に検察官が被告人側に開示することとされている。上記ウは、何の個別具体的な弊害がなくても開示されない。

しかし、原則として全ての証拠を開示対象として（すなわち上記ウも開示対象に含めた上で）、個別具体的な弊害があると考えられる証拠についてのみ、検察官が裁判所に裁定を申し立て、そして裁判所が開示の必要性との比較考量において不開示とすることの要否及び開示方法を制限することの要否を判断することで、個別具体的な弊害を防止することは可能である。

なお、前述した証拠開示の重要性に鑑みて、不開示又は開示方法制限の決定は、開示の必要性を著しく上回る弊害があるときに限られるべきである。

指摘（争点拡散等の防止）の検討

全ての証拠を開示対象とすることの弊害として、「防御活動の長期化」が挙げられることがある。

しかし、本意見は、検察官に対していかなる範囲で証拠の開示を請求するかを被告人側の判断に委ねるものである。そして、防御準備に要する期間の無用な長期化は、身体拘束期間を長期化させるなど被告人にとっても不利益をもたらす事態ではあるが、それでもなお防御準備を進めるために検察官から広範な証拠開示を受ける必要があると被告人側が判断する場合には、その判断が尊重

されるべきである。防御準備上の要請よりも手続の迅速な進行の要請を優先させることは不相当である。

次に、全ての証拠を無限定に開示対象とすることの弊害として「争点の拡散」も挙げられることがある。

しかし、被告人側が防御準備のために検察官からどのような証拠の開示を受けるかと、公判審理において何が争点とされてどのような証拠が取り調べられるかは、全く別次元の問題である。

被告人側が事件と無関係としか考えようのない証拠の取調べを請求しても、裁判所は必要性又は関連性がないものとして却下するであろう。また、事件と無関係としか考えようのない事実関係を予定主張として明示しても、裁判所は主張自体失当であるとして、当該事実関係を争点として整理しないであろう。したがって、検察官による証拠開示が広範に行われたからといって、争点が「拡散」する必然性はない。

他方、広範な証拠開示がなされたことにより、証拠開示が一定範囲に制限されていたならば取り上げられなかったであろう事実関係が争点とされ、あるいは証拠開示が一定範囲に制限されていたならばなされなかったであろう証拠調べがなされたとすれば、それは、当該事案において本来的に必要な（裁判所が必要と認める）主張・立証が実現したものに他ならないのであって、それを「争点の拡散」と評価すべきではない。

なお、検察官から広範な証拠開示を受けた結果、弁護人においても「この証拠は事件と関係がない」と判断することはもちろんある。しかし、そのような証拠開示を経ることによって、被告人側は、「ある証拠によってもこの点の結論は影響を受けない」との確信をもって防御方針を確立することができるようになるのだから、そのような証拠開示を無意味と評価すべきではない。

むしろ、広範な証拠にアクセスした上で防御方針を確立してこそ、公判前整理手続中に、あるいは公判になってから主張を変遷させるような事態を防止することができるのであって、手続の円滑な進行を図る見地からも証拠開示を拡充することが望まれる。

指摘 (不正行為の防止) の検討

被告人側に予定主張明示前に全ての証拠を開示すると、全ての証拠と矛盾しない「虚偽」の主張・弁解を組み立てることがあり得るとの指摘もある。そのような不正行為を抽象的に想定することはできるかもしれない。

しかし、我が国の刑事訴訟法は、無辜の不処罰に絶対的な価値を置く消極的真実主義に立脚していると解すべきである。そして、過去の冤罪事件によれば、

証拠開示の重要性は明らかである。

前述した「布川事件」のほかにも、例えば、いわゆる「氷見事件」では、捜査機関が押収した電話通話履歴の中に被告人のアリバイを裏付ける情報があったのに、それが見過ごされ、公判で電話通話履歴が取り調べられないまま有罪判決が言い渡された（警察庁「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」3～4頁）。

そのような事件で、被告人側に全ての証拠にアクセスする機会が保障されていれば、誤った有罪判決が言い渡されずに済んだ可能性がある。

このように、冤罪を防止するための証拠開示の必要性が明らかであるにもかかわらず、抽象的な「不正行為」の想定に基づいて証拠開示を制限するのは、我が国の刑事訴訟法の基本原理にそぐわないというべきである。

4 被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認める法律改正

- (1) 現行法上、裁判員裁判対象事件は必ず公判前整理手続に付される（裁判員法第49条）。それ以外の事件は、裁判所が「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要がある」と認めたときにのみ、同手続に付される（刑事訴訟法第316条の2第1項）。

そして、裁判員裁判非対象事件について、弁護人が、第1回公判前に防御対象を明確にし、又は検察官に証拠開示を請求する必要があるときに、裁判所に公判前整理手続に付することを求める申出をすることがある。

- (2) しかし、これまでの運用では、弁護人から申出をしても公判前整理手続に付する決定がなされないことが少なくない。そして、現行法は当事者に公判前整理手続に付することの請求権を認めていないから、裁判所に対する申出は職権発動を促すものであり、裁判所が公判前整理手続に付する決定をしない場合にも不服を申し立てることはできない。

弁護人は、防御準備を進めるために公判前整理手続に付される必要があるのに、公判前整理手続に付されないときには、第1回公判において被告事件に関する意見を留保し、あるいは検察官請求証拠に対する意見を述べられないとせざるを得ない場合がある。この点について、公判前整理手続に付されなくても検察官から「任意の証拠開示」を受ければ足りるはずであると指摘されることがある。しかし、公判前整理手続に付された場合には、検察官は、弁護人から開示請求のあった類型証拠及び主張関連証拠について、刑事訴訟法の定める要件が充たされている限り全て開示する義務を負い、開示しない場合にはその理由を告知する義務を負う（刑事訴訟規則第217条の24）。これに対して、法的義務によらない「任

意の証拠開示」による場合には、どの証拠を開示するか判断が検察官の裁量に委ねられ、公判前整理手続に付された場合と同じ範囲の証拠が開示される保障はないから、「任意の証拠開示」で足りるということとはできない。

- (3) 本来、公判前整理手続に付されたかどうか問わず全ての事件において、被告人側に対する全面的証拠開示が認められるべきである。しかし、現状ではそのような全面的証拠開示が制度化されていないから、せめて被告人側が公判前整理手続における証拠開示請求権を行使する必要があると判断した場合において、公判前整理手続に付することの法律上の請求権を認めるべきである。

刑事訴訟法上、裁判所に手続を選択する権限が委ねられている場面が他にもあるが、それらの手続によることについて被告人の選択が前提になっている（即決裁判手続について刑事訴訟法第350条の2第2項、略式手続について刑事訴訟法第461条の2第1項）。ところが、公判前整理手続については、手続の選択が裁判所の職権による裁量判断だけに委ねられており、このことは問題というべきである（後藤昭「公判前整理手続をめぐる二つの検討課題」自由と正義57巻9号91頁（2006年））。

- (4) そこで、別紙3記載のとおり刑事訴訟法を改正し、被告人及び弁護人に事件を公判前整理手続に付することの請求権を認めるべきである。

そして、前記した別紙1の法律改正（公訴事実等に争いのある事件についての裁判員裁判対象事件の拡大）をなすにあたり、現在は裁判員裁判対象事件とされていない事件において、被告人側が裁判員制度を選択したいと考えているときには、前提として事件が公判前整理手続に付され、主張整理を通じて公訴事実等の争いの有無を明らかにする必要がある。よって、裁判員裁判対象事件を拡大する前提としても、被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認める必要がある。

5 公訴事実等に争いのある事件における公判手続を二分する規定の新設

- (1) 公訴事実等（前記第1・2におけるのと同様、「公訴事実及び犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実」をいう。以下同じ。）に争いのある事件と争いのない事件では、訴訟のテーマが大きく異なることから、それぞれの事件に適した第一審公判手続を規定することが相当である。

そして、公訴事実等について争いのある事件においては、公訴事実等を認定するための証拠とすることができない証拠等が公訴事実等の認定に影響を与えることを防止するため、「公訴事実等の存否についての審理」と「刑の量定についての審理」を区分されるべきである。

このことは裁判員裁判に限らず刑事裁判全般に妥当するが、刑事裁判の経験のない市民が加わる裁判員裁判においては特に、各局面における審理のテーマを明確にすることが望まれる。

そこで、裁判員法を改正し、別紙４記載のとおり、裁判員裁判における公判手続に係る特別規定として、公訴事実等に争いのある事件における公判手続を二分する規定を新設するべきである。

そして、公判手続を二分するにあたっては、被害者等の公判期日への出席や被害者等による被告人質問が犯人性その他の公訴事実等の存否の判断に影響することを防止するために、被害者等の参加は「刑の量定についての審理」においてのみ許すこととすべきである。

- (2) 具体的には、公訴事実等に争いのある事件における公判手続を以下のとおり規定するべきである。

証拠能力のある証拠に基づいて公訴事実等の存否が判断されることを担保するためには、公訴事実等の存否についての審理において、裁判官及び裁判員が、前科、悪性格証拠、被害者等の意見（刑事訴訟法２９２条の２）等、公訴事実等を認定するための証拠とすることができない証拠等を見聞きしないようにする必要がある。

そこで、「公訴事実等の存否についての審理」においては、公訴事実等の存否と関連性があり、その認定に必要性のある証拠のみを取り調べるものとするべきである（別紙４・第５１条の３第２項新設）。

また、検察官及び被告人又は弁護人の冒頭陳述や弁論においても、公訴事実等の存否についての証拠に基づく陳述だけがなされるべきである（別紙４・第５１条の３第３項ないし第５項新設）。

裁判所は、公訴事実等の存否についての審理が終結した後、評議を経て、被告事件について犯罪の証明があったときは、引き続き「刑の量定のための審理」をする必要があることから、中間判決で有罪を言い渡すべきである（別紙４・第５１条の４新設）。

これに対し、被告事件が罪とならないとき又は被告事件について犯罪の証明がないときは、「刑の量定のための審理」は不要になることから、終局判決で無罪を言い渡すべきである（別紙４・第５１条の７新設）。

被害者等の参加は有罪の中間判決が言い渡された後に許すものとするべきである（別紙４・第５１条の１０新設）。

また、被害者等の意見陳述（刑事訴訟法第２９２条の２）は、公訴事実等の存否についての証拠とすることができない以上、有罪の中間判決が言い渡され

た後の「刑の量定についての審理」で行うものとすべきである（別紙４・第５１条の９新設）。

６ 裁判員等に対する説明に関する規定の改正

- (1) 現在、裁判員法第３９条第１項に基づいて、裁判員等選任手続において裁判長による説明が行われている。その際、裁判員規則第３６条に基づいて、証拠裁判主義、立証責任の所在及び有罪認定に必要な証明の程度（以下「刑事裁判の原則等」という。）が説明されている。

しかし、記者会見等において述べられた裁判員経験者の感想の中には、裁判員に選任された直後は極度に緊張していたため、裁判長の説明を冷静に聞くことができず、その内容が記憶に残らなかったとの声もある。

こうした感想をも踏まえて、裁判員等に対しては、選任から評議終了までの間、必要に応じて繰り返し、刑事裁判の原則等についての説明がなされるべきである。特に、公判審理開始及び弁論終結にあたっては、あらためて、刑事裁判の原則等の意義が確認されるべきである。

- (2) そこで、別紙５記載のとおり、証拠調べが始まる直前並びに検察官の論告、弁護人の最終弁論及び被告人の最終陳述が終了した時点で、裁判長が刑事裁判の原則等について説明することを制度化すべきである。

そして、その説明が適正に行われることを担保するためには、裁判長の説明は公開法廷で行われるべきであり、新設される条文は裁判員の参加する公判手続の特例を定めた裁判員法第３章第１節に設けられるべきである。

なお、当該説明の運用にあたっては、事件によって刑事裁判の原則等以外にも説明されるべき事項があり得るから、公判前整理手続において、説明事項について両当事者の意見を聴くべきである。

７ 裁判員裁判における評決要件の改正

- (1) 裁判員法第６７条第１項は、裁判員の関与する判断は「構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見」により決するものとしている。

裁判官又は裁判員のみによる多数では被告人に不利な判断をすることができないと定められたのは、「裁判官と裁判員とが責任を分担しつつ協働して裁判内容を決定するという制度の趣旨、裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請」が考慮されたことによるものである（司法制度改革審議会意見書）。

- (2) そして、裁判員制度の趣旨をさらに推し進めるためには、被告人に不利な判断をする際の評決要件について、別紙６記載のとおり、裁判官及び裁判員の双方の

意見を含むのみならず裁判官の過半数かつ裁判員の過半数の意見によることとすべきである。

なぜならば、裁判員制度は、法律の知識・裁判の経験を有する裁判官の常識のみならず、多様な知識・経験を有する裁判員の常識によっても「被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いない」といえるかをチェックすることにより、無罪推定に忠実なよりよい刑事裁判を実現するものである。そして、被告人に不利な判断をするにあたり、裁判官の過半数によって「間違いない」と認められ、かつ裁判員の過半数によっても「間違いない」と認められることを求めることにより、裁判官及び裁判員のダブルチェックを働かせる制度の趣旨がより果たされるからである。

- (3) なお、裁判員法第67条第1項は被告人に不利な判断をするための評決要件を定めたものであるから、弁護人が少年法第55条による移送がなされるべきであると主張しているときには、移送しないとの判断をするために裁判員法第67条第1項の評決要件を満たす必要があると解すべきである。

以上

公訴事実等に争いのある事件についての裁判員裁判対象事件の拡大
(裁判員法)

	現 行 法	改 正 案
2 条の 2 請求によ る裁判員 裁判	(新設)	1 裁判所は、対象事件以外の事件であって、<u>公判前整理手続による争点及び証拠の整理において、公訴事実又は法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の加重減免の理由となる事実（以下「公訴事実等」という。）に争いがあると認められるものについて、被告人又は弁護人の請求があったときは、裁判員の参加する合議体で取り扱う決定をしなければならない。</u> 2 前項の決定は、<u>公判前整理手続を終了するまでに行わなければならない。</u> 3 前条第 2 項から第 7 項までの規定は、<u>第 1 項の決定があった事件について準用する。</u> 4 裁判所は、<u>第 1 項の決定があった事件について、当該決定後の公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実等に争いがないと認めたときは、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定により同項の決定を取り消すことができる。</u> 5 前項の決定は、<u>第 27 条第 1 項の裁判員等選任手続の期日までにしなければならない。</u>

以上

公判前整理手続における証拠開示規定の改正
(刑事訴訟法)

	現 行 法	改 正 案
<u>316 条の</u> <u>14</u> 検察官 請求証拠 の開示	検察官は、前条第 2 項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあっては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与	（改正なし）

	えること。	
316 条の 14 - 2 標目一覧 表の送付	(新設)	1 検察官は、前条の規定により開示すべき証拠の開示をしたときは、速やかに、検察官、検察事務官又は司法警察職員が当該事件の捜査の過程で作成又は入手した全ての証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に送付しなければならない。 2 検察官は、前項の規定により証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に送付した後に、検察官、検察事務官又は司法警察職員が証拠を作成又は入手したときは、速やかに、当該証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に送付しなければならない。
316 条の 15 被告人側 の請求に よる証拠 開示	1 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であって、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第 1 号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。 証拠物	1 検察官は、第 316 条の 14 の規定による開示をした証拠以外の証拠について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合には、速やかに、同条第 1 号に定める方法による開示をしなければならない。

	第 3 2 1 条第 2 項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面 第 3 2 1 条第 3 項に規定する書面又はこれに準ずる書面 第 3 2 1 条第 4 項に規定する書面又はこれに準ずる書面 次に掲げる者の供述録取書等 イ 検察官が証人として尋問を請求した者 ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であって、当該供述録取書等が第 3 2 6 条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であって、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの 被告人の供述録取書等 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。） 2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに	<u>2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項を明らかにしなければならない。</u>
--	--	---

	足りる事項 事案の内容，特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実，開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし，当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由	
--	---	--

316 条の 20 主張関連 証拠開示	1 検察官は、第316条の14及び第316条の15第1項の規定による開示をした証拠以外の証拠であって、第316条の17第1項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があった場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第316条の14第1号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。 2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項 第316条の17第1項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由	削除
--	---	-----------

316 条の 25 請求証拠 開示の時期・方法の 指定	1 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第316条の14（第316条の21第4項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第316条の18（第316条の22第4項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。 2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。 3 第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。	（改正なし）
316 条の 25-2 被告人側 が開示請求した証拠を不開示とする 裁定	（新設）	1 裁判所は、<u>第316条の15第1項の規定による開示をすべき特定の証拠を開示することによって弊害が生じるおそれがあると認めるに足る具体的な事情がある場合において、検察官請求証拠の証明力を判断するための重要性の有無及び程度その他の被告人の防御準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、開示の必要性を著しく上回る弊害があり、必要と認めるときは、検察官の請求により、当該証</u>

		<u>拠について，決定で，検察官の開示義務を免除し，開示の時期若しくは方法を指定し，又は条件を付することができる。</u> <u>2 検察官は，前項の請求をするときは，当該証拠を開示することによって弊害が生じるおそれがあると認めるに足りる具体的な事情その他検察官の開示義務を免除し，開示の時期若しくは方法を指定し，又は条件を付することを必要とする具体的な事情を明らかにしなければならない。</u> <u>3 裁判所は，第1項の請求について決定をするときは，被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。</u> <u>4 第1項の請求についてした決定に対しては，即時抗告をすることができる。</u>
316条の26 証拠開示を命じる裁定	1 裁判所は，検察官が第316条の14若しくは第316条の15第1項（第316条の21第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第316条の20第1項（第316条の22第5項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき，又は被告人若しくは弁護人が第316条の18（第316条の22第4項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは，相手方の請求により，決定で，当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において，裁判所は，開示の時期若しくは方法を指定し，又は条件	1 裁判所は，検察官が第316条の14若しくは第316条の15第1項（第316条の21第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第316条の20第1項（第316条の22第5項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき，又は被告人若しくは弁護人が第316条の18（第316条の22第4項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは，相手方の請求により，決定で，当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において，裁判所は，開示の時期若しくは方法を指定し，又は条件

	を付することができる。 2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。 3 第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。	を付することができる。 2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。 3 第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。
316 条の 27 提示命令	1 裁判所は、第316条の25第1項又は前条第1項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。 2 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第1項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であって、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。 3 第1項の規定は第316条の25第3項又は前条第3項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第3項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。	1 裁判所は、第316条の25第1項、第316条の25の2第1項又は前条第1項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。 2 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第1項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であって、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。 3 第1項の規定は第316条の25第3項、第316条の25の2第3項又は前条第3項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第3項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

以上

被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認める法律改正
(刑事訴訟法)

	現 行 法	改 正 案
316 条の 2 公判前整 理手続の 決定	1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。 2 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。	1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で</u>、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。 <u>2 前項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。</u> <u>3 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。</u>

以上

公訴事実等に争いのある事件における公判手続を二分する規定の新設
(裁判員法)

	現 行 法	改 正 案
51 条の 2 二分審理 決定	(新設)	1 裁判所は、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において、公訴事実等に争いがあると認めるときは、事件の審理を公訴事実等の存否についての審理（以下「事実審理」という。）と刑の量定についての審理（以下「量刑審理」という。）に区分して審理する旨の決定（以下「二分審理決定」という。）をしなければならない。 2 前項の決定は、公判前整理手続を終了するまでに行わなければならない。
51 条の 3 公訴事実 審理	(新設)	1 二分審理決定がなされた被告事件（以下「二分事件」という。）については、刑事訴訟法第 291 条の手続に引き続き、公訴事実等の存否についての証拠調べを行う。 2 前項の証拠調べにおいては、公訴事実等の存否に関しない証拠を取り調べることができない。 3 検察官並びに弁護士及び被告人は、第 1 項の証拠調べにおける刑事訴訟法第 296 条及び同法第 316 条の 30 の手続において、刑の量定に関する事項及び公訴事実等の存否に関しない情状に関する証拠に基づく事項を述べることはできない。 4 事実審理において、証拠調べが終わ

		<u>った後，検察官は，次条第2項第1号及び同項第3号から第5号まで並びに同条第3項各号に掲げる事項に係る事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。</u> <u>5 事実審理において，証拠調べが終わった後，被告人及び弁護人は，前項に掲げる事項について意見を陳述することができる。</u>
<u>51 条の 4</u> 中間判決	(新設)	<u>1 二分事件の事実審理において犯罪の証明があったときは，刑事訴訟法第333条及び同法第334条の規定にかかわらず，中間判決で有罪の言渡しをしなければならない。</u> <u>2 中間判決で有罪の言渡しをするには，刑事訴訟法第335条第1項の規定にかかわらず，次に掲げる事項を示さなければならない。</u> <u>罪となるべき事実</u> <u>証拠の標目</u> <u>罰条の適用並びに刑法(明治40年法律第45号)第54条第1項の規定の適用及びその適用に係る判断</u> <u>法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実に係る判断</u> <u>法律上刑を減免し又は減免することができる理由となる事実</u> <u>3 中間判決で有罪の言渡しをする場合は，次に掲げる事項を示すことができる。</u> <u>犯行の動機，態様及び結果その他の罪となるべき事実に関連する情状に関する事実</u>

		<u>没収,追徴及び被害者還付の根拠となる事実並びにこれらに関連する規定の適用に係る判断</u> <u>4 二分事件の事実審理において第2項第4号又は第5号に規定する事実が主張されたときは,刑事訴訟法第335条第2項の規定にかかわらず,中間判決において,これに対する判断を示さなければならない。</u> <u>5 第63条の規定は,第1項の規定による中間判決をする場合について準用する。</u>
<u>51条の5</u> 中間判決	(新設)	<u>二分事件の事実審理において公訴事実の一部について刑事訴訟法第329条の規定による管轄違いの判決,同法第336条の規定による無罪の判決,同法第337条の規定による免訴の判決又は同法第338条の規定による公訴棄却の判決の言渡しをしなければならない事由があるときは,中間判決でその言渡しをしなければならない。</u>
<u>51条の6</u> 中間判決 に対する 控訴申立て	(新設)	<u>中間判決に対しては,刑事訴訟法第372条の規定にかかわらず,控訴をすることができない。</u>
<u>51条の7</u> 無罪判決 等	(新設)	<u>二分事件の事実審理において公訴事実の全部について,刑事訴訟法第329条の規定による管轄違いの判決,同法第336条の規定による無罪の判決,同法第337条の規定による免訴の判決又は同法第338条の規定による公訴棄却の判決の言渡しをしなければならない</u>

		<u>い事由があるときは、終局の判決でその言渡しをしなければならない。</u>
<u>51 条の 8</u> 量刑審理	(新設)	<u>1 二分事件について中間判決で有罪の言渡しがあったときは、引き続き、刑の量定についての証拠調べを行う。</u> <u>2 量刑審理において、証拠調べが終わった後、検察官は、刑の量定に係る事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。</u> <u>3 量刑審理において、証拠調べが終わった後、被告人及び弁護人は、前項に掲げる事項について意見を陳述することができる。</u>
<u>51 条の 9</u> 刑事訴訟法第 29 条の 2 の意見陳述	(新設)	<u>二分事件についての刑事訴訟法 29 条の 2 第 1 項の規定による意見の陳述又は同条第 7 項の規定による意見を記載した書面の提出は、量刑審理において行うものとする。</u>
<u>51 条の 10</u> 被害者等の手続参加	(新設)	<u>裁判所は、二分事件について刑事訴訟法第 316 条の 3 第 1 項による手続への参加の申出があるときは、第 51 条の 4 第 1 項又は第 51 条の 5 によって中間判決が言い渡された場合に限り、同項による手続への参加を許す決定をすることができる。</u>

以上

裁判員等に対する説明に関する規定の改正
(裁判員法)

	現 行 法	改 正 案
54 条の 2 裁判長の 説明	(新設)	1 刑事訴訟法第 2 9 1 条の手續に引き続いて、裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者、犯罪の証明がないときは無罪の言渡しをしなければならないこと、事実の認定に必要な証明の程度その他必要な事項を説明するものとする。 2 前項の説明は、公開の法廷でこれを行しなければならない。 3 裁判長は、第 1 項の説明に際して、裁判員及び補充裁判員に対し、同項に定める事項を記載した書面を交付するものとする。
62 条の 2 裁判長の 説明	(新設)	1 刑事訴訟法第 2 9 3 条第 1 項及び同条第 2 項の手續に引き続き、裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者、犯罪の証明がないときは無罪の言渡しをしなければならないこと、事実の認定に必要な証明の程度その他必要な事項を説明するものとする。 2 第 5 4 条の 2 第 2 項の規定は、前条の説明について準用する。

以上

裁判員裁判における評決要件の改正
(裁判員法)

	現 行 法	改 正 案
67 条 評決	1 前条第 1 項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第 77 条の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。 2 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。	1 前条第 1 項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第 77 条の規定にかかわらず、<u>構成裁判官の過半数かつ裁判員の過半数の意見</u>による。 2 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、<u>構成裁判官の過半数かつ裁判員の過半数の意見</u>にならないときは、その合議体の判断は、<u>構成裁判官の過半数かつ裁判員の過半数の意見</u>になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

以上

裁判員の負担軽減化に関する意見書

2012年（平成24年）3月15日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

第1 裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設（法律改正）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）に、別紙記載の法律改正案のとおり、裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定を新設すべきである。

第2 裁判員等の心理的負担軽減に資する事項の説明に関する規定の新設（規則改正）

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下「裁判員規則」という。）に、裁判所は、裁判員等の任務が終了した時点において、以下の点を裁判員等に説明する旨を規定すべきである。そして、1及び2の項目については、既に実施している裁判所も存在するが、その徹底を図るために規則化されるべきである。また、3の項目については制度を設け、4及び5の項目については、裁判員等に書面を交付して説明するべきである。

- 1 同じ裁判体の裁判員等同士が希望した場合には、互いに連絡先を交換することができること
- 2 事後的に希望があれば、裁判所が同じ裁判体の裁判員等同士の連絡の斡旋を行うこと
- 3 同じ裁判体の裁判員等が希望した場合には臨床心理士の立会いの下、グループワークを実施すること
- 4 守秘義務の範囲
- 5 裁判所が実施するメンタルヘルスサポート体制の説明及び利用促進を促す説明

意見の理由

第1 意見の趣旨第1（裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設（法律改正））について

- 1 裁判員制度が開始された2009年5月21日から2011年3月末までの間に、11,889人の裁判員と4,241人の補充裁判員が選任された（裁

判員制度の運用等に関する有識者懇談会第12回資料「裁判員裁判の実施状況について」。そして、裁判員経験者に対するアンケート結果では、裁判員として裁判に参加した感想について「非常によい経験と感じた」と回答した者が55.5%、「よい経験と感じた」と回答した者が39.7%に達していることも確認できる（「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成22年度）2011年3月 最高裁判所」）

市民である裁判員等が参加することで、課題はあるものの、刑事裁判が、口頭主義、直接主義の原則に忠実になってきていることや、裁判員等が同じ市民として、被告人の今後の更生や行刑に深く思いを寄せたと思われる判決が増加するなど、一定の成果があったと考えられる。このような成果は裁判員等が市民の常識を生かそうと誠意を持って集中して審理や評議に参加しているからこそ達成されることである。

一方で、裁判員等には大きな心理的負担を与えており、このことは、シンポジウムや各種交流会での経験者の声、裁判所が作成した資料、報道等から知ることができる。NHKが裁判員等330人に対して実施したアンケート結果（2010年5月21日）によれば、回答者である215人のうち、3分の2にあたる67%の人が「裁判に参加して心理的負担やストレスを感じた」と回答し、このうち15%が「今でも（注：アンケート回答時でも）心理的な負担を感じている」と回答した。当連合会が実施した裁判員経験者のシンポジウムや報道においても、裁判員等の心理的な負担やストレスについて言及があった。

自ら選択し日常業務として裁判を担当している職業裁判官と異なり、裁判員等は日常的に刑事裁判に接しない。それにもかかわらず、選任後速やかに審理が開始され、証拠調べを行った上で、事実の認定、法令の適用、刑の量定を行い、被告人の運命を決める職責を負っているのである。しかも、これまで裁判員等はその職責を誠意をもって務めているのであるから、職業裁判官の場合に比してもはるかに大きな心理的負担を負うのは当然である。裁判員制度を機能させるためには、裁判員等が、評議に集中して職務に専念できるようにすることが必要であり、そのためには裁判員等に対する充実した心理的負担のケアが必要となる。このように、心理的負担のケアは裁判員等の心理面の保護とともに、ひいては弊害無く職務に専念してもらうことにより市民参加の裁判員制度を積極的に機能させるためにも不可欠なことである。

- 2 現在、裁判所では「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を用意し、電話相談（24時間対応）及びWEB相談（24時間受付）を行っている。そして、「健康相談」、「メンタルヘルス相談」に振り分け看護職及び心理職が対応している。また、本人の希望や症状により、臨床心理士及び診療内科医等による面

接（５回まで無料）や，専門医，専門医療機関の案内及び情報の提供を行っている。

しかしながら，２０１１年６月末時点において，この窓口の利用件数は１０６件であり，裁判員等の選任人数と比較して著しく少ない数字であった。原因としては，裁判員及び裁判員候補者に対する説明が不十分であることが考えられ，改善する必要がある。なお，裁判員経験者が利用しなかった理由について，シンポジウムや各種交流会の参加者の意見及び報道によると，裁判所から受け取る一式の交付書類の中に埋もれて，制度の存在をよく知らなかったという理由が多い。また，知っていたが制度を利用すると心理的な弱者と誤解を受けることに躊躇したという例もある。いずれにしろ，制度が利用されないのは，制度の周知及び安心して利用できることの説明が不十分であることが原因と考えられる。

- ３ 上記のとおり，職業裁判官ではない市民を，裁判員等として刑事裁判に参加させる以上，裁判員等に生じる心理的負担を軽減させるために適切な措置を講じることが必要である。そして，それは国の責務として法律上の根拠を明示して行うべきである。

そこで，「裁判員等の保護のための措置」を定めた裁判員法第６章に，別紙のとおり第１０２条の２を新設するべきである。

第２ 意見の趣旨第２（裁判員等の心理的負担軽減に資する事項の説明に関する規定の新設（規則改正））について

現在，裁判所が実施している「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」が充分機能していないのは，裁判員等に対する説明が不十分であるからと考えられる。

そこで，裁判員等の任務終了時に裁判所が説明を行うことで，その問題点は大きく改善されるものと考えられる。

また，裁判員等の心理的負担を軽減させるためには，裁判員等経験者同士が会話をすることも有効である。その点を考慮し，同じ裁判体の裁判員等同士が連絡を取り合うことができるように裁判所は説明を行うべきである。

なお，守秘義務の点であるが，同じ裁判体の裁判員等同士であれば守秘義務の問題は生じない。一方で，裁判員等以外に対する守秘義務の範囲がわかりづらいことで生じる心理的な負担を軽減するため，守秘義務の範囲をわかりやすく裁判員等に説明することが必要である。

以上の運用徹底を図るために，裁判員規則に規定が設けられるべきである。

以上

裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設
(裁判員法)

	現 行 法	改 正 案
<u>102 条の 2</u> 心理的負担に対する保護措置	(新設)	<u>裁判所は、裁判員及び補充裁判員が審理、評議及び評決を行うことに伴う心理的負担を考慮して、裁判員等の任務終了時及び終了後において心理的負担軽減のため、別に規則で定める適切な措置を講じなければならない。</u>

以上

死刑の量刑判断における評決要件に関する意見書

2012年（平成24年）3月15日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

裁判所法第77条第1項及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第67条第1項を改正し、死刑の量刑判断について全員一致制を導入すべきである。

意見の理由

1 死刑という刑罰の特殊性

死刑は、被告人の生命を剥奪する回復不可能な究極の刑罰である。

したがって、生命尊重、誤判防止の観点から、その適用は極めて慎重かつ謙抑的に行われなければならない。

2 死刑事件における誤判の危険性

これまで我が国では、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件という4件の死刑事件について、冤罪であったことが明らかとなり、再審無罪が確定している。

また、当連合会が支援する再審請求事件のうち死刑事件である名張事件、袴田事件、マルヨ無線事件は、冤罪の可能性が極めて高い。

最近でも、いわゆる鹿児島夫婦強盗殺人事件において、2010年12月10日、鹿児島地方裁判所は、検察官の死刑求刑に対して無罪を言い渡した。

このように、現実に死刑事件には冤罪があり、また、冤罪の可能性が高い事件が存在している。

したがって、誤判防止の観点から、死刑判決について全員一致制が導入されるべきである。

3 死刑の適用基準

死刑の適用基準については、いわゆる永山事件の上告審判決（最高裁昭和58年7月8日判決）が、「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状

等各般の情状を併せ考察したとき，その罪責が誠に重大であって，罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には，死刑の選択も許されるものといわなければならない」と判示している(永山基準)。

しかし，この永山基準には，考慮要素を列挙するのみであり，極めて曖昧であるとの批判がある。また，具体的事例を判断するに際して，これらの考慮要素のどの要素をどの程度重視するか，判断者の価値観等により，死刑の適用基準が変わってくる可能性がある。

死刑の適用基準が恣意的なものであってはならないことは当然であり，死刑の適用基準をより公平かつ客観的なものとするため，死刑判決について全員一致制が導入されるべきである。

なお，永山事件控訴審判決(東京高裁昭和56年8月21日判決)は「ある被告事件につき死刑を選択する場合があるとすれば，その事件については如何なる裁判所がその衝にあっても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限定せらるべきものとする。立法論として，死刑の宣告には裁判官全員一致の意見によるべきものとすべき意見があるけれども，その精神は現行法の運用にあたって考慮に価するものとするのである」と判示している。

上記最高裁判決も，この一般論を全面的に否定したわけではないと考えられる(団藤重光「死刑廃止論」405～410頁(有斐閣，第6版，2000年発行))。

また，最高裁判所が判決を言い渡す際，各裁判官が反対意見を付することができるが(裁判所法第11条)，死刑判決を言い渡す場合には，慣行として全員一致で行われている。

4 裁判官，裁判員の負担の軽減

裁判員裁判では，職業裁判官及び一般市民からなる裁判員の評決により，量刑が決定されることとなったが，死刑は被告人の生命を剥奪する刑罰であることからすれば，そもそも多数決により決定されるべき事柄ではない。

いわゆる袴田事件の第一審判決を左陪席裁判官として担当した熊本典道氏は，無罪意見であったにもかかわらず評議において2対1で敗れ，死刑判決を書かざるを得なくなったこと，そのことで苦悩し，裁判官を退職して弁護士となり，その後も悩みが消えずに，ついに法曹界から離れざるを得なかったことを告白している。

このように多数決制の場合に負うこととなる一生消えることのない苦悩を一般市民にも強いることは酷にすぎる。

裁判官，裁判員の負担を軽減するためにも，死刑判決について全員一致制が導

入されるべきである。

5 国際社会の動向

2010年現在，死刑存置国は58か国であるのに対して，死刑廃止国は139か国（完全廃止95か国，通常の犯罪に対して廃止9か国，過去10年以上執行がなく事実上の廃止35か国）であり，死刑廃止が国際的な潮流となっている。

また，2007年5月，国連拷問禁止委員会は，日本政府に対して，死刑執行のすみやかな停止を求め，同年12月には，国連総会本会議において，死刑執行停止を求める決議が採択された。

そして，2008年5月，国連人権理事会は，日本政府に対して，死刑に直面する者に対する権利保障を整備するとともに，死刑の執行を停止することを勧告し，同年10月，国際人権（自由権）規約委員会は，日本政府に対して，死刑廃止を前向きに検討すること，国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきこと等を勧告した。

死刑判決について全員一致制を導入することは，死刑判決をより慎重，謙抑的に運用する点で，上記勧告，決議等に沿うものである。

また，1984年5月25日の国連経済社会理事会は，「死刑は，被告人の有罪が，事実について他に代わるべき説明の余地を残さないほど明白かつ説得力のある証拠に基づいている場合にのみ，科すことができる」と決議している。

死刑判決について全員一致制を導入することは，この決議にも沿うものである。

なお，死刑制度を存置しているアメリカ合衆国のほとんどの州では，死刑判決の言い渡しには，その前提となる量刑事実の存否の判断において，陪審員の全員一致が条件となっている。

6 まとめ

これまでの裁判官だけの裁判においても，多数決で死刑判決を可能とすることは問題であった。市民が参加する裁判員裁判が導入されたことを契機にして，改めてこの問題を解決すべきである。

以上

少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書

2012年（平成24年）1月19日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 少年逆送事件を裁判員制度の下で審理するに当たっては、少年法の理念に則って、少年の成長発達権保障に配慮した審理方法が貫徹されるよう、プライバシー保護の観点から、弁護人の請求により公開を停止すること、少年の情操保護の観点から、弁護人の請求により少年の一時退廷を認めること、ができる旨の規定を刑事訴訟法及び裁判員法に設けるべきである。
- 2 以下のとおり、科学主義の理念を刑事訴訟法及び裁判員法に明記すべきである。

少年事件の審理は、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境、必要とされる処遇等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識、特に鑑別所による鑑別結果及び家庭裁判所調査官による調査結果や専門的知識を有する者による鑑定、証人尋問を活用して、これを行わなければならない。

少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の真相（少年の資質や成育歴とそれが事件に至る科学的機序及び少年の矯正可能性を含む。）を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない。

- 3 少年法の理念や科刑上の特則等の少年事件固有の規定について十分な説示を行うこととし、その内容は法曹三者が協議して定め、公開法廷において説示を行うこととする旨の規定を裁判員法に置くべきである。

第2 意見の理由

1 少年法の理念と裁判員制度の相克

- (1) 当連合会は、2008年12月19日、裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書を発表し、少年逆送事件を裁判員制度の下で審理するに当たっては、少年法の理念に則って、少年の成長発達権保障、プライバシー権保障に配慮した審理方法が貫徹されるべきである、裁判員制度の下で少年逆送事件が審理されることにより、少年法の理念が変容したり、弁護活動が不当に制約されることによって、少年法55条の家裁移送の制度が死文化

したりするような事態にならないような運用が検討されるべきである、ということ提言した。

すなわち、裁判員制度の創設過程において、立法者は、裁判員制度の実施が少年法の理念に変容をもたらしたり、少年法の適用に変化をもたらしたりすることは予定していなかった。したがって、裁判員制度の開始によって、少年法の理念及びそれに基づく個別の条文についての解釈適用の変更やそれに伴う少年法の空文化・死文化はあってはならないはずであった。しかし、裁判員制度の運用次第では少年法の空文化・死文化が懸念されたことから、上記のような意見書を発表したのである。

とりわけ、逆送後の刑事裁判手続においても科学主義の理念に則った丁寧な審理が行われるべきことは、少年法の要請するところである。すなわち、「なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない」（少年法50条、9条）とされている。これを受けて、刑事訴訟規則277条は、「少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない」と規定している。

- (2) ところが、実際に始まった少年逆送事件の裁判員裁判において、上記懸念が少なからず当たってしまったという実態が明らかになってきている。

裁判員制度の下でも、これらの少年法の理念は他の価値に優先されるべきものである。

現行法の範囲でも、運用次第では、上記理念に従った審理を実現することは可能なはずであるが、実際には運用がどんどん歪められてしまっている。そうであるとすれば、裁判員法施行後3年後見直しの機会に、少年法の理念に沿った運用をすべきことを法律上明記することが必要となってくる。

- (3) すなわち、刑事裁判手続における科学主義の貫徹を定めた規定は、現行法上は、少年法50条が審判についての規定である同法9条を準用する形をとっているが、同法9条を刑事裁判に当てはめたときに、具体的にどのような証拠調べまでが要求されているかが明確ではないともいい得る。

したがって、刑事訴訟法及び裁判員法上に、いわゆる要保護性立証のための鑑定の実施や専門家証人の尋問を実施することが必要である旨の規定を置くべきである。

また、社会記録を含めて家庭裁判所で取り調べた記録の取調べを要求して

いるのが法律ではなく規則であるため、裁判員法施行により、無視されてしまっているのが実態であろう(規則があるのに無視することの適否はともかくとして)。

したがって、刑事訴訟規則の規定を刑事訴訟法及び裁判員法にきちんと位置付けることが必要である。

- (4) また、上記のような科学主義を貫徹するためには、少年やその家族のプライバシー情報を裁判官・裁判員が知る必要がある。

しかし、公開法廷でそれを明らかにすることはプライバシーの保護、ひいては少年の成長発達権保障(少年の社会復帰権保障も含む)の観点から問題があるので、法廷を非公開にできる場合があることを法律上明記すべきである。

さらに、少年の情操保護の観点から(これも少年の成長発達権保障に裏付けられるものである。)、少年の面前で明らかにするのがふさわしくない事実がある場合に、一時、少年の退廷を認めることができる旨の規定も明文で置くべきである。

以下、詳論する。

2 少年法の理念等の裁判員への伝達

(1) 問題点

少年法の理念(保護主義)について理解を得る方法

少年法の理念(保護主義)とそのよって立つ経験則(非行の背景と矯正可能性)は、少年保護手続や矯正の現場では常識となっているが、裁判員は必ずしも共通認識を持っているとは限らない。その中で、少年法の理念をどう理解してもらうかに弁護士は苦労している。

冒頭陳述や弁論で、弁護士が少年法の理念や少年の非行の背景・矯正可能性を述べても、それは、弁護人の主張としか理解されないおそれがある。

この点について、権威ある少年法の教科書から、検察官との間で合意できる範囲を合意書面にして朗読したという例も報告されている。しかし、弁護人の感想としては、とても裁判員に理解されたとは思えないとのことであった。

そもそも、検察官との間で合意できる内容には限界がある。合意できた内容は、少年法の教科書の抜粋であるから、それを朗読したとしても裁判員に理解されるとは思えない。抽象的な理念の理解だけだとすると、説得力はないし、いきおい、裁判員自身の体験に基づいた独自の「子ども像」

から判断をしがちで、それがときに少年法の趣旨にそぐわない見方を導きかねない。

また、裁判官が評議の中で少年法についてどのような説明をしているのかを実際に見ることはできないが、報道に表れている裁判員の発言（「少年だということは重視しなかった。命を奪った罪に対して同等の罰を受けるべきだと思った」2010年12月15日読売新聞朝刊）から推測するに、裁判官の裁判員に対する少年法の説明が誤っているということもあるのではないかと懸念される。

55条移送の要件の説明の在り方

55条移送の要件のように、裁判例（最高裁判例はなく、裁判官の発表している論文によっても解釈は異なる。）と学説とで争いがある問題については、合意書面の作成は期待できない。

しかも、裁判官によっても解釈に相違のある概念を、裁判官が評議の際に裁判員に説明する内容を知ることができないのは問題である。

(2) 運用による改善の限界と立法的解決の必要性

少年法の理念について理解を得る方法について

法律専門家ではない裁判員がその職責を全うするには、その前提となる刑事訴訟やその特則である少年法の規定の趣旨についての説示が適切になされることが必要不可欠である。無罪推定の原則や要求される立証の程度（合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証）、個別の構成要件の解釈等（例えば、殺意や不法領得の意思）と並び、少年逆送事件においては、少年法の理念（保護主義）やそれを具体化する規定（科学主義、55条移送や不定期刑など）が適切に説示されることが、裁判員裁判が適切に機能する前提であるといえる。

説示の内容の適切さを担保するために、説示の内容を法曹三者が協議により定め、それが正しく裁判員に伝えられていることを示すために公開法廷で説示がなされるようにすることは、現行法の下での運用によっても実現可能であると考えられる。

しかし、運用に委ねるだけでは裁判所の裁量により左右されてしまうことになり、少年・弁護人の側からすると制度的な担保がないといわざるを得ない。

したがって、法律を改正して、少年法の理念や科刑上の特則等の少年事件固有の規定について公開法廷において説示を行うこととする旨の規定

を裁判員法に置くべきである。

そして、その説示を踏まえて、保護や矯正の現場で処遇に当たった経験のある専門家に実体験を含めた証言をしてもらうことで、一方で、少年の被虐待体験等が成長発達にどれほどの悪影響を起こすものなのか、他方で、少年の可塑性がどれほどのものなのか、裁判員に理解してもらうことができるのではないかと期待される。このような専門家証人の尋問は現行法下でも可能であるが、後述の科学主義の理念を全うするための立証手段としての専門家証人の尋問を明文で義務付けることにより、実効性が確保されるであろう。

55条移送の要件の説明の在り方について

法曹三者が協議により55条移送の要件等の説示の内容を定め、かつ、公開法廷で説示がなされるようにするということが考えられる。これは、現行法下でも運用によって実現可能であるが、裁判所の裁量に委ねられてしまうため、少年・弁護人の側からすると制度的な担保がないといわざるを得ないことは少年法の理念の説示の方法と同様である。

したがって、法律を改正して、55条移送についても公開法廷での説示を行うこととする明文の規定を置くべきである。

なお、55条移送決定の評決要件については、当連合会の2012年3月15日付け「裁判員の参加する公判手続等に関する意見書」14頁を参照されたい。

3 社会記録について

(1) 問題点

55条移送が争点となっている場合の要保護性についての証拠としても、量刑事情の証拠としても、家裁での少年審判に際して作成された社会記録は重要である。ところが、裁判員裁判において、社会記録につき、裁判所がなかなか取り寄せようとしない、そのどの範囲を証拠調べの対象とするか、その取調べ方法をどうするか、科学主義の観点からの社会記録の読み取り方についての立証をどうするか、といった問題が生じる。

裁判所がなかなか取り寄せようとしない

職業裁判官による裁判においては、社会記録を証拠採用するかどうかは別として（伝聞証拠と扱われるため、検察官あるいは弁護人が同意しない場合に採用しないことはあった。）、取り寄せ自体をしないということはまずなかった。

ところが、裁判員裁判になってから、裁判所が社会記録をなかなか取り寄せようとしない例が出ている。中には、「証拠請求をせず、記載内容を参考程度にするにとどめるということを弁護人が約束しないと、取り寄せはしない」と言われたという例もある。これは、刑事訴訟規則 277 条に違反することは明らかであるが、これが現実である。

どの範囲を証拠調べの対象とするか

社会記録が一般的に相当の分量となるところ、「目で見て、耳で聞いて分かる」審理を目指す裁判員裁判において、その全体を取調べ（通常は、「朗読」ということになる。）の対象とすることは現実的でないという問題がある。しかし、本来は、社会記録は一体として意味を持つものである。

本人の成育歴のみならず家族の成育歴にまで遡って行われた調査の結果、調査官が一定の結論（処遇意見）を導いているのであって、結論の前提となる事実を理解することなしに結論の妥当性を判断することはできないはずである。

ところが、現実には、鑑別所の処遇意見と調査官の処遇意見の一部を利用するという事態を生んでいる。例えば、仙台地裁の事例では、検察官が調査官意見（少年調査票の結論部分。「刑事処分相当」というもの）を、弁護人が鑑別所の処遇意見（「矯正可能性あり」というもの）をそれぞれ請求し、採用されたとのことである。しかし、別々の専門家からの相反する意見の結論部分のみを示されて、裁判員がそれぞれの意見の適否を正しく判断できるとは思えない。

取調べ方法をどうするか

朗読や、傍聴席にも見える大型ディスプレイでの提示という方法では、少年や関係者のプライバシーや少年の情操の保護が図れない場合がある。傍聴者が、法廷で見聞きした内容をブログ等で公表している例もある。インターネットの普及により、少年時代の過ちが実名や個人を特定することが可能な情報を交えてネット上で暴露されることで、少年に取返しのつかない打撃を与えてしまうことがある。

また、社会記録の中には、少年の出生の秘密（例えば、母親が強姦された結果生まれてきた子であったなど、望まれた出生でなかったこと）や、親が調査官に対して、少年の人格を貶めるような発言をしていたことなど、少なくとも少年がそのような事実を受け止められるだけの精神的発達を遂げていない段階では少年に聞かせることが少年の情操保護の観点か

ら問題がある内容も含まれている。

科学主義の観点からの社会記録の読み取り方についての立証

医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識を駆使して作成された書面を一回の朗読を聞いただけで適切に理解し、咀嚼できるのかという問題もある。

少年調査票や鑑別結果報告書は、鑑定書的な側面を有しているのではないかと考えられるが、そうであるならば文書の性質にふさわしい取調べの方法があるのではないか。

この点、で紹介した仙台地裁の事例では、取調べ方法として、調査官意見は検察官が朗読し、鑑別所の処遇意見は弁護人が朗読するという方法をとったという。これでは、一方が検察官の主張、他方が弁護人の主張として受け止められかねず、専門的知識を駆使して作成された書面の価値が損なわれてしまうのではないかと懸念される。

(2) 解決方法

裁判所がなかなか取り寄せようとしないことについて

社会記録を含めて家庭裁判所で取り調べた記録の取調べを要求しているのが、法律ではなく規則であるため、裁判員法施行により、無視されてしまっているのが実態であろう（規則があるのに無視することの適否はともかくとして）。

したがって、刑事訴訟規則 277 条の規定を刑事訴訟法及び裁判員法にきちんと明文で位置付けることが必要である。

社会記録の取り調べる範囲の絞込みについて

社会記録の中から分かりやすい部分や公開に堪え得る部分のみを抜粋して証拠化するのではなく、弁護人が必要だと考える部分は、それが社会記録のほとんど全部であったとしても、取調べを行うべきである。

裁判員裁判の制度趣旨ともいうべき、裁判員の健全な社会常識に基づく判断がなされるためには、その前提となる情報が十分に裁判員に提供されている必要がある。しかも、逆送後の公判は、事実上、逆送決定の可否を判断する場でもあるのだから、家裁での判断の際に提供された要保護性についての資料は、逆送後の刑事公判においても批判的に検討されるべきであるという要請もある。

そして、社会記録の中の弁護人が必要だと考える部分の取調べを行うことは、現行法下でも運用により可能なはずである。裁判所が職権で社会記録の取調べ（取り調べる範囲の判断も含む。）を行うことも運用により可

能であろう。

しかし、この項目に限らず、以下の項目についてもそうであるが、運用が適切でない事例が散見される。

そこで、刑事訴訟規則 277 条の規定を刑事訴訟法及び裁判員法にきちんと明文で位置付けることが必要である。

社会記録の取調べ方法について

少年や関係者のプライバシーの保護・少年の情操の保護という観点からは、証拠調べの方法を要旨の告知とし、全体は黙読してもらうことが考えられる。

これは現行法下でも運用により可能である。

しかし、弁護士からすると、黙読よりも耳で聞いて欲しいと考えることもあるだろう。また、後述の他の証拠調べの際にも、公開法廷での取調べが、プライバシー保護及び少年の情操保護の観点からふさわしくない、ということがある。したがって、社会記録に限らず、少年事件の証拠調べに共通する対策として、公開の一時停止や少年の退廷を認めることができる旨を法律上、明文で規定すべきである。

社会記録の意味をどう伝えるかについて

この問題は、(ア)鑑定人尋問に倣って、作成者の証人尋問を実施する、(イ)作成者の尋問が難しい場合や調査官意見と鑑別所の処遇意見が食い違うような場合に、要保護性についての鑑定を行い、鑑定人尋問を実施する、といった方法が考えられる。その具体的な方法については、専門家証人や鑑定による立証の問題として後述する。

(ア)作成者の証人尋問、(イ)鑑定及び鑑定人尋問の実施は、いずれも現行法下でも運用によって可能であるはずだが、実現していないという実情がある。

そこで、意見の趣旨 2 のような規定を置くことを提案するものである。そして、そこでいう「専門的知識を有する者による証人尋問」の中には、家庭裁判所調査官も含み、調査官が証人に立った場合には、調査票の意味するところを解説するような証言をしてもらうことも可能となる。そして、調査票の意味するところを解説してもらう中で、矯正可能性やその少年にふさわしい処遇の内容についての証言を得ることも可能となろう。

4 裁判員裁判における立証の問題

(1) 科学主義に則った証拠採用の問題

専門家証人（医師，元家裁調査官，法務教官等）の尋問・鑑定の採用
少年被告人の事件においては，少年の成育歴に遡り，それが犯行にどう影響したのかの科学的機序を探り，そのことによって，更生のためにはどのような処遇が必要かを探り，判決を下すことが必要となるのであり，それが少年法が要求する科学主義である。

しかし，裁判員裁判の下で科学主義が全うされているのかどうかは疑問がある。すなわち，裁判員裁判が始まったことにより，迅速な審理のための証拠の絞り込みの傾向が進み，裁判所が専門家証人や鑑定の採用に消極的になったという傾向があるのではないかが懸念される。

この問題につき，当連合会で分析した事例のうち（２０１１年１１月までに弁護活動の詳細を調査し得た事例に限る），専門家証人の尋問あるいは鑑定請求をしたものは６件あり，うち２事例では鑑定が採用されており，他の３事例では専門家証人が採用されているが，残り１事例では，弁護側が私的鑑定を実施して私的鑑定人を専門家証人として尋問を請求したにもかかわらず，採用されなかった。

それ以外の，そもそも専門家証人の尋問や鑑定の実施を請求していない大多数の事例の中には，年齢切迫のため情状鑑定の請求自体を断念した事例もあるが，必要と思われる事例で弁護人が鑑定請求をしていないものや，弁護人が元家裁調査官の証人尋問請求を検討したが，裁判所から両親の尋問と被告人質問の時間を長く取るから元家庭裁判所調査官の尋問はしないと言われ，請求しなかったものもある。

そもそも少年事件の裁判員裁判の数が少ない中で，専門家証人や鑑定を請求している事例として当連合会で把握できているものが少なく，裁判所の採否の傾向の変化は明確ではない。従前の裁判官裁判でも，鑑定や専門家証人を採用させることは困難であったという事例も報告されている。

そのほか，様々な理由で弁護人が請求していない事例や，採用されたがその証言内容が結果的に必ずしも弁護人の主張を裏付けるものではなかった事例があり，裁判員裁判により鑑定や専門家証人が採用されなくなったという傾向はまだ読み取れない。

そういう意味では，科学主義の全うが困難なのは裁判員裁判の中だけではなく，職業裁判官による刑事裁判でも同様であって，逆送事件に共通する問題であるといえよう。

もっとも，迅速な審理を目指す余り，争点を過度に絞り込み，裁判員の理解が容易ではない少年の資質・環境等と犯行との関連性を重視せず，専

門家証人の尋問の採用を回避しようとする事例が実際にあることも事実である。

運用・弁護実践による解決方法

この問題は、長良川事件最高裁判所判決に見られるように、事案の悪質性・重大性を過度に重視し、それ以外の事情を少年の量刑や処遇上反映しない裁判所全体の姿勢に問題があると考えられる。このような姿勢を反映した、公判前整理手続での裁判官の訴訟指揮、立証の必要性判断が問題なのであり、裁判所が少年法の理念を踏まえた運用を行えば、本来は、問題が解決できるはずであると考えられる。

また、弁護人が、必要な尋問や鑑定請求をきちんと行っているか、予定主張や尋問や鑑定の必要性・関連性についての確な主張をするなどして、裁判所に尋問や鑑定の必要性について説得する活動を行っているかも問題となる（鑑定が採用された事例では、この点の弁護人の主張が奏功したものである。）。

科学主義に則った規定を明文で置く必要性

しかし、現行法上証拠採否の判断について裁判所の裁量が広すぎることで、個々の裁判体の運用のばらつきを生じているという実態は、全ての少年に実質的に少年法の理念に則った裁判を受ける権利を保障するという点からすると問題である。

したがって、証拠の採否について、裁判所の裁量の幅を絞るべく、非行に至る機序や更生可能性についての証拠とするため、専門家による鑑定を実施したり、専門家証人を尋問したりすることを原則形態とするような立法的手当てを行うべきである。

(2) 取調べ方法

問題点

専門家証人の尋問においては、社会記録の取調べ方法について述べたことと同様に、プライバシーや少年の情操保護（いずれも少年の成長発達権保障に裏打ちされる）の観点から、公開法廷で明らかにすることが適切でない内容が供述される可能性がある。

したがって、公開の一時停止や少年の一時退廷を柔軟に認める必要がある。

運用による解決

成長発達権や健全育成などの利益にも裏打ちされる少年のプライバシーの保護も、裁判公開原則の例外として認められる「公序」に当たると

いえるとして、現行法下でも、運用による公開の一時停止は認められるという見解もある（笹倉香奈「裁判員裁判と少年のプライバシー・情操保護」季刊刑事弁護57号49頁以下）。

しかし、裁判の公開原則が憲法上の要請であることから、裁判所は慎重である。

また、上記見解も、少年の情操保護の観点からの一時退廷は認められないとしている。

立法的手当の必要性

そこで、プライバシー保護の観点から、弁護人も請求により、公開を停止すること、少年の情操保護の観点から、弁護人の請求により少年被告人の一時退廷を認めること、ができる旨の規定を刑事訴訟法及び裁判員法に設けるべきである。

5 裁判員裁判対象事件から外すという解決方法

意見の趣旨1から3までに記載のような少年事件にふさわしい立法的手当をした上で、適切な運用を図るべく法曹三者が努力しても現状の改善が望めないのであれば（あるいは、意見の趣旨1から3までのいずれか1つでも改善がなされないのであれば）、少年事件を裁判員裁判の対象から外すという方法も考えなければならない。

この方法によれば、裁判員裁判に伴う問題点は解消される。

しかし、裁判員裁判の実施以前から、少年逆送事件において、要保護性立証等のための専門家証人や鑑定人の採用に裁判所は消極的であったから、現時点では、裁判員裁判制度導入の影響だとは必ずしもいえない。

それゆえ、裁判員裁判の対象から外し、裁判官のみによる裁判に戻れば全て問題が解決するとはいえない。従前の審理の在り方をも見直し、少年法の理念に忠実な、あるべき少年刑事裁判手続を更に検討すべきであろう。

以上

裁判員法における守秘義務規定の改正に関する立法提言

2011年（平成23年）6月16日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

当連合会は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下「裁判員法」という。）における守秘義務規定について、厳格かつ広範な罰則規定（裁判員法108条）が表現の自由を過度に制約し、裁判員の経験の共有化を妨げるおそれがあること、及び、裁判員制度の運用に関する調査研究のためにその適用を除外する必要があることに鑑み、別添「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律改正案（裁判員の職にあった者の守秘義務の限定）」のとおり、裁判員法を改正することを提言する。

第2 提言の理由

1 はじめに

裁判員法は裁判員及び補充裁判員並びにそれらの職にあった者に対して守秘義務（裁判員法70条）を課し、その違反につき厳格かつ広範な罰則規定を設けている（裁判員法108条）。

裁判員の守秘義務は、評議における自由な意見表明を保障する機能を持つ反面、市民の表現の自由を制限するものである。とりわけ任務終了後の守秘義務違反に対する罰則については、裁判員経験者に重い心理的負担を長期にわたって課すものであり、刑罰の萎縮効果によって、正当な事実や意見の表明までもが抑制され、裁判員の経験を広く共有することが妨げられるおそれがある。

したがって、守秘義務違反に対する罰則規定のうち、「裁判員又は補充裁判員の職にあった者」を名宛人とする規定については、その対象を、関係者のプライバシーを保護し、評議における自由な意見表明を保障するために禁圧する必要性が高い行為に限定するべきである。

また、裁判員制度の運用に関する充実した調査研究を可能にするために、「裁判員又は補充裁判員の職にあった者」が一定の調査研究機関が実施する調査に応じる場合については、守秘義務規定の適用を除外すべきである。

2 当連合会の提案する改正案の骨子

(1) 裁判員又は補充裁判員の職にあった者の罰則規定を改正し、罰則の対象と

なる行為の範囲を次の３つに限定する。

ア 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らす行為

イ 評議の秘密のうち、「裁判官又は裁判員の意見」を「当該意見を述べた者」の特定に結びつく形で漏らす行為。

ウ 裁判員の職にあった者が、裁判員の任務が終了した日から１０年が経過する前に「事実の認定又は刑の量定の当否」を述べる行為。

(2) 裁判員制度の運用に関する調査研究のため、守秘義務の適用除外規定を新設する。

政府、最高裁判所又は日本弁護士連合会が裁判員制度の運用等に関する調査研究を目的として設置した機関に対して、職務上知り得た秘密を告知し又は事実の認定又は刑の量定の当否を述べる行為については、守秘義務規定の適用を除外する。

3 改正案の理由

(1) 「評議の秘密」のうち、「裁判官又は裁判員の意見」を漏らす行為（現行法１０８条２項２号）については、「当該意見を述べた者」の特定に結びつく形で漏らす行為のみを罰則の対象とし、特定に結びつくおそれが乏しい行為については、罰則の対象とすべきではない。

「誰がどのような意見を述べたか」が公にされるおそれがある場合、評議における意見表明が躊躇され、自由な意見表明が妨げられる場合もあることは否定しがたい。他方、評議の中で述べられた意見が後に第三者に告げられるとしても、その意見を述べた者が特定されるおそれがないのであれば、評議における自由な意見表明は実質的に妨げられないと考えられる。

「当該意見を述べた者の氏名、年齢、性別、容ぼうその他のその者が当該意見を述べた者であることを推知させる事項」を示して「裁判官又は裁判員の意見」を漏らす行為は、評議における意見表明を躊躇させるおそれのある行為であるから、罰則の対象とする必要性がある。ここには、自分が当該意見を述べた者であることを示して漏らす行為も含まれる。裁判員の職にあった複数の者が同様に自分の意見を漏らすことによって、結果的に他の裁判員の特定に結びつくおそれもあるからである。しかし、当該意見を述べた者が単に裁判官であるか裁判員であるかを示して漏らす行為については、意見を述べた者の特定に結びつくおそれは乏しいことから、罰則の対象から除外すべきである。

また、裁判官又は裁判員の全員が当該意見を述べたこと（合議体の全員

が当該意見を述べたこともここに含まれる)を明らかにして「裁判官又は裁判員の意見」を漏らす行為は、個々の裁判官又は裁判員の意見を漏らすことと同じ結果となることから、罰則の対象とする必要がある。裁判官1名の合議体において、当該意見を述べた者が裁判官であることを示して漏らす行為は、ここに含まれることになる。

- (2) 「評議の秘密」のうち、意見の「多少の数」を漏らす行為（現行法108条2項2号）については、罰則の対象とすべきではない。

「多少の数」を漏らす行為は、上記の「裁判官又は裁判員の全員が当該意見を述べたことを明らかにして」意見を漏らす行為に該当する場合を除けば、意見を述べた者の特定に結びつくおそれは乏しく、したがって、評議における自由な意見表明を妨げるおそれはないと考えられるからである。

- (3) 「評議の秘密」のうち、「評議の経過」を漏らす行為（現行法108条2項3号、同条3項）については、罰則の対象とすべきではない。

評議がどのような進行過程を経て結論に至ったかの道筋が明らかにされても、評議における自由な意見表明は妨げられないからである。

- (4) 「事実の認定又は刑の量定の当否」を述べる行為（現行法108条6項）については、裁判員の職にあった者が、裁判員の任務が終了した日から10年が経過する前に述べる行為に限定して罰則の対象とし、裁判員の職にあった者が裁判員の任務が終了した日から10年が経過した後に述べる行為や、補充裁判員の職にあった者が述べる行為は、罰則の対象とすべきではない。

「事実の認定又は刑の量定の当否」を述べる行為については、評議と近接した時期になされる場合は、評議における意見を自分が当該意見を述べた者であることを示して漏らす行為と同視でき、前記(1)のように、評議における自由な意見表明を妨げるおそれもないとはいえない。しかし、裁判員の任務が終了した日から相当の期間が経過し、もはや評議における意見を漏らす行為とは同視されない時期に述べる行為については、評議における自由な意見表明を妨げるおそれはないと考えられる。そして、裁判員の任務が終了した日から、法が刑の言渡しの効力（刑法34条の2）や一般債権の消滅時効（民法167条1項）の期間としても採用している10年という期間が経過した後に述べる行為については、社会通念上、評議における意見を漏らす行為とは同視されないというべきである。

また、補充裁判員については、評決に加わらないため、評議における意見と同視される意見を述べても、他の裁判員の特定に結びつくおそれは乏

しいことから、刑罰を科す必要性はないと考えられる。

(5) 裁判員制度の運用に関する調査研究のための守秘義務規定の適用除外

裁判員制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするためには、充実した裁判員制度の運用に関する調査研究が不可欠である。そこで、政府、最高裁判所又は日本弁護士連合会が設置する裁判員制度の運用に関する調査研究機関については、接触禁止規定（裁判員法１０２条２項）の適用を除外するとともに、裁判員又は補充裁判員の職にあった者がその調査に応じる場合については、守秘義務規定の適用を除外すべきである。

そして、調査研究機関の実施する調査の事務に従事する者又は従事していた者が、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が告知した秘密等を漏らす行為について、裁判員の職にあった者と同様の罰則規定を設けることによって、関係者のプライバシー保護及び評議における意見表明の自由を確保するのが相当である。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律改正案
(裁判員の職にあった者の守秘義務の限定)

改 正 案	現 行
第108条(裁判員等による秘密漏示罪) 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 2 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。 一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。 二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官又は裁判員の意見を、<u>当該意見を述べた者の氏名、年齢、性別、容ぼうその他のその者が当該意見を述べた者であることを推知させる事項(その者が裁判官であるか裁判員であるかの別を除く。)</u>を示し、又は裁判官若しくは裁判員の全員が当該意見を述べたことを明らかにして、漏らしたとき。 3 前二項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員	第108条(裁判員等による秘密漏示罪) 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 2 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が次の各号のいずれかに該当するときも、前項と同様とする。 一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。 二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。 三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、<u>評議の秘密(前号に規定するものを除く。)</u>を漏らしたとき。 3 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、<u>評議の秘密(同項第二号に規定するものを除く。)</u>を漏らしたときは、<u>五十万円以下の罰金に処する。</u> 4 前三項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員

であるものとみなす。	であるものとみなす。
4 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考ええる事実若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。	5 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考ええる事実若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。
5 裁判員の職にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に關与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、<u>裁判員の任務が終了した日から十年が経過する前に</u>、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の可否を述べたときも、第一項と同様とする。	6 <u>裁判員又は補充裁判員の職</u>にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に關与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の可否を述べたときも、第一項と同様とする。
6 区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判がされるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に關与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考ええる事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は併合事件審判において裁判所により認定されると考える事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。	7 区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判がされるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に關与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考ええる事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は併合事件審判において裁判所により認定されると考える事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。

改 正 案	現 行
<u>第 105 条の 2 (調査研究機関)</u> <u>1 政府、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、裁判員の参加する刑事裁判の運用に関する調査研究機関を設置し、第百二条第二項の規定にかかわらず、当該調査研究機関をして、裁判員又は補充裁判員の職にあった者に対する調査を実施させることができる。</u> <u>2 第七十条第一項及び第百八条第二項の規定は、当該調査研究機関が実施する調査において、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、職務上知り得た秘密を告知するときは、適用しない。</u> <u>3 第百八条第五項の規定は、当該調査研究機関が実施する調査において、裁判員の職にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決(少年法第五十五条の決定を含む。) において示された事実の認定又は刑の量定の当否を述べるときは、適用しない。</u>	(新設)
<u>第 108 条 (裁判員等による秘密漏示罪)</u> <u>7 当該調査研究機関が実施する調査に関する事務に従事する者又は従事していた者が次の各号のいずれかに該当するときも、第一項と同様とする。</u> <u>一 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が当該調査研究機関が実施する調査において告知した職務上知り得た秘密 (評議の秘密を除く。) を漏らしたとき。</u> <u>二 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が当該調査研究機関が実施する調査において告知した評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官又は裁判員の意見を、当該意見を述べた者の氏名、年齢、性別、容ぼうその他のその者が当該意見を述べた者であること</u>	(新設)

<u>を推知させる事項（その者が裁判官であるか裁判員であるかの別を除く。）を示し、又は裁判官若しくは裁判員の全員が当該意見を述べたことを明らかにして、漏らしたとき。</u> 三 裁判員の職にあった者が当該調査研究機関が実施する調査において述べたその職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。）において示された事実の認定若しくは刑の量定の当否を、当該裁判員の職にあった者の氏名、年齢、性別、容ぼうその他のその者を推知させる事項を示して、漏らしたとき。	
---	--

裁判員制度を検討するための検証機関設置を求める提言

2008年11月19日

日本弁護士連合会

（提言の趣旨）

当連合会は、政府に対し、

1 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行以前のなるべく早い時期に、同法附則第9条に基づいて、裁判員制度の施行状況を検討し、法制度上あるいは運用上必要と認める措置を提案する新しい検証機関を設置すること

2 新しい検証機関は有識者等と法曹三者で構成された機関であることを提言する。

（提言の理由）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則第9条は、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と定める。同条は、政府に対し、施行3年後において、制度のあり方全体について検討することを義務づけており、その結果、必要と認めるときは、運用上の改善に加え、立法措置も講ぜられることになる。

裁判員制度が「我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができる」ようにするためには、まず、選任の段階から判決宣告に至るまで、市民が裁判員として刑事手続に参加していく過程のそれぞれについて、市民の支持を得られるものとする必要がある。それにとどまらず、その前提として、裁判員の前で行われる刑事手続が適正に行われ、被告人の防御権が十分に保障されたものであることが、必要不可欠である。

裁判員裁判の運用について、法曹三者が、それぞれ、あるいは三者で、施行後も検討を続け、制度改善のための不断の努力をしていくべきことはいうまでもない。しかし、この制度により、一般の社会生活を営む法律の専門家でない市民が、刑事裁判に参加し、さまざまな負担と責任を負うことになるから、本制度の検討に当たっては、裁判員になることのできない法律家だけではなく、裁判員となりうる市民の意見を取り入れていかなければならない。

また、刑事手続全体に対する市民の信頼を得る観点からも、法曹三者のレベルにとどまらない、広い視点からの検討が必要である。

そこで、当連合会は、政府に対し、市民が参加しやすい環境整備、裁判員の義務（守秘義務等）、裁判員選任手続、刑事手続、評議のあり方などについて検討し、法制度上あるいは運用上必要と認める「所要の措置」を政府に提案するための、法曹三者と有識者等からなる特別な新しい機関を設置することを提案する。法附則第9条は、3年後の施行状況の検討を規定しているが、当該機関が施行直後から速やかに情報収集を開始し、十分な意見集約と議論のもとに「所要の措置」を提案できるよう、当該機関は、2009年5月21日の法施行日以前に設置されるよう併せて求める。

以 上